

仕 様 書

1 警備対象

所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 2 8 7 7 番地 1
名 称 佐賀県立うれしの特別支援学校
対象物 建造物及びそれらの付属建物並びに付属物件及び敷地全域

2 警備目的

この警備は上記対象物における火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、委託者の規律、秩序の保持、施設物品の保全、人命の安全保護等をはかり、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 契約金額

長期継続契約のため、6 年間の総額とする。

5 警備料の支払い

契約金額を 6 年で除した金額を年額とし、年額を 1 2 で除した金額を翌月に支払う。

6 警備時間及び方法

(1) 巡回警備

土曜、日曜、休祝日及び年末年始の休日並びに学校の都合により振り替えた日

①午前 1 回、午後 1 回の不定時巡回

②巡回場所は、校舎および敷地内全域とする。

(2) 機械警備

①警備対象物件が無人の状態になり、委託者からの警備装置警備開始の信号を受けた時に始まり、委託者からの解除信号を受けた時に終わる。

②機器設置場所は、別紙 1 「警備用機器配置図」のとおりとする。

7 警備の内容

(1) 建造物全般の安全確認。

(2) 不法、不良行為の発見、探知、排除及び防止。

(3) 火災、盗難の防止、処置。

(4) 事故感知時における緊急要員の派遣並びに関係先への通知、連絡。

(5) 巡回警備の主たる業務は下記のとおりとする。

ア 残業者の人数及び部外出入者の状況点検、確認。

イ 警備箇所敷地内の不審者、潜伏者、不法侵入の車両及び人の発見、探知及び排除。

ウ 隣接地帯より波及する危険性の探知及び予防。

エ ガス器具、暖房器具の火気点検、処置。

オ 水道蛇口及び水漏れの点検、処置。

- カ 電源及び不用電灯の確認、消灯等の処置。
- キ 機械室棟周辺の異常の有無、点検、処置。
- ク 建物出入口の施錠、窓の施錠の点検、処置、巡回時刻を記録。

(6)

8 機械警備の内容

- (1) 警備対象範囲で発生した異常事態を的確に捉えるため、侵入潜伏者を感知可能な警備機器を設置し、火災感知は既設の火災報知器により移報する装置を設けることによって侵入異常と火災異常を区別して受信できる設備を設けること。
- (2) 機器の設備費(機器、機器設置工事費、メンテナンス経費及び機器の撤去工事費を含む。)は受託者の負担とする。

9 警備実施計画書の提出

受託者は警備実施にあたり、あらかじめ警備方法その他必要事項等を定めた警備実施計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

1 0 警備報告書の提出

警備士は、巡回警備の終了後、警備記録を警備報告書に記載し、委託者に提出しなければならない。

1 1 事故報告書の提出

受託者は、警備実施時間中に事故が発生したときは速やかに事故報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

1 2 警備機器の保守点検

受託者は、警備機器の機能について適宜保守点検を行い、その都度結果を報告すること。なお、保守点検の費用は受託者の負担とする。

1 3 異常事態発生における処置

異常事態の状況に応じて適切な処置をとると共に、関係機関へ通報・連絡すること。

1 4 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲より乙に預託し、預託された鍵は厳重に取り扱い保管し、契約期間終了後は、確実に返還すること。

預託された鍵は、受託者において複製しないこと。

1 5 損害賠償

この業務の受託者の責に帰する理由により、委託業務の実施に関して委託者に損害を与えた時は、その損害を賠償すること。

賠償の最高限度額は次のとおりとする。

- (1) 身体上の損害については、一事故について10億円を限度とする。
- (2) 財物上の損害については、一事故について10億円を限度とする。

1 6 警備予定者名簿の提出

- (1) 受託者は、契約締結の際に警備士名簿を提出すること。

(2) 警備士に変動があった場合は、その都度連絡すること。

17 その他

(1) 機器設置までの期間については、1日2回の巡回警備を行うこととする。巡回の時間帯については、甲、乙協議のうえ決定する。

(2) 実務上改善事項が生じた場合は、委託者、受託者双方で協議のうえ決定し、業務の円滑なる運営に寄与するようより完全なものとする。